

# 熊本県公報

第 1 1 4 9 8 号  
平成 18 年 12 月 27 日 (水)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業所の指定……………(高齢者支援総室) 1
- 指定介護予防サービス事業所の指定……………( " ) 2
- 漁船保険義務加入の同意の承認(大道加入区)……………(団体支援総室) 2
- 指定居宅サービス事業所の指定(訪問介護)……………(高齢者支援総室) 2
- " (介護予防訪問介護)……………( " ) 2
- " (福祉用具貸与、特定福祉用具販売)……………( " ) 2
- " (介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売)……………( " ) 3
- 熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更……………(水産振興課) 3
- 道路の区域変更……………(道路保全課) 4
- "……………( " ) 5
- "……………( " ) 5
- "……………( " ) 5
- 道路の供用開始……………( " ) 6
- "……………( " ) 6
- 保安林の指定の解除の予定……………(森林保全課) 7
- "……………( " ) 7
- 平成 19 年度熊本県総合行政ネットワーク県庁 NOC 監視運営保守業務委託……………(情報企画課) 7
- 平成 18 年度熊本県家畜商講習会の開催……………(畜産課) 7
- 公 告**
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出……………(商工政策課) 9
- "……………( " ) 9
- 県営土地改良事業計画変更の決定……………(農村計画・技術管理課) 10
- 開発行為工事完了……………(建築課) 10
- "……………( " ) 10
- 道路の位置指定……………( " ) 10
- 非補助土地改良事業施行の認可……………(農村計画・技術管理課) 10
- "……………( " ) 11
- "……………( " ) 11
- "……………( " ) 11
- "……………( " ) 11
- 開発行為工事完了……………(建築課) 11
- 平成 19 年度熊本県総合行政ネットワーク県庁 NOC 監視運営保守業務委託……………(情報企画課) 11
- 登 載 依 頼**
- ドラフトチャンバー保守点検業務委託に係る一般競争入札の実施……………(警察本部科学捜査研究所) 14
- 熊本県恩賜児童就学奨励資金設置及び管理規程の廃止……………(義務教育課) 16
- 熊本県細川侯爵奨学資金設置規程の廃止……………( " ) 16
- 熊本県細川侯爵奨学資金使用細則の廃止……………( " ) 16
- 熊本県学校給食用牛乳供給事業費補助金交付要綱の廃止……………( " ) 16
- 正 誤**
- 平成 18 年 11 月 8 日熊本県告示第 1115 号(保安林の指定に関する予定)中(森林保全課) 16

## 告 示

熊本県告示第 1292 号  
介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。  
平成 18 年 12 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 【訪問リハビリテーション】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
訪問リハビリステーション フォレスト 熊本 熊本市渡鹿五丁目 1 番 37 号	財団法人杏仁会	平成 18 年 12 月 1 日

## 熊本県告示第 1293 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 12 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 【介護予防訪問リハビリテーション】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
訪問リハビリステーション フォレスト 熊本 熊本市渡鹿五丁目 1 番 37 号	財団法人杏仁会	平成 18 年 12 月 1 日

## 熊本県告示第 1294 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条の 2 第 2 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和 27 年農林省令第 18 号。以下「省令」という。）第 26 条の 2 の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第 112 条第 1 項に規定する同意があったものと認める。

なお、平成 15 年 1 月 8 日熊本県告示第 5 号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第 113 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により平成 19 年 1 月 7 日限り消滅するので、同条第 2 項及び省令第 26 条の 3 の規定により公示する。

平成 18 年 12 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

大道加入区

## 熊本県告示第 1295 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 12 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護ヒゴタイ 合志市幾久富 1758 番地 738	株式会社茂田	平成 18 年 12 月 18 日

## 熊本県告示第 1296 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 12 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 【介護予防訪問】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護ヒゴタイ 合志市幾久富 1758 番地 738	株式会社茂田	平成 18 年 12 月 18 日

## 熊本県告示第 1297 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 12 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 【福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ジョウトク 八代市鏡町宝出 10 番地	有限会社穰徳建装	平成 18 年 12 月 18 日

## 【特定福祉用具販売】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ジョウトク 八代市鏡町宝出 10 番地	有限会社穰徳建装	平成 18 年 12 月 18 日

## 熊本県告示第 1298 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 12 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 【介護予防福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ジョウトク 八代市鏡町宝出 10 番地	有限会社穰徳建装	平成 18 年 12 月 18 日

## 【特定介護予防福祉用具販売】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ジョウトク 八代市鏡町宝出 10 番地	有限会社穰徳建装	平成 18 年 12 月 18 日

## 熊本県告示第 1299 号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 4 条第 7 項及び第 8 項の規定により熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成 17 年熊本県告示第 1432 号）を次のとおり変更したので公表する。

なお、変更後の熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

平成 18 年 12 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県の水産業は、県民に対し、新鮮で安全・安心な水産物を安定的に提供するという重要な役割を担っている。

また、水産業は、県内の沿海地域において地域経済を支える重要産業としての位置を占めており、活力ある地域社会を維持していく上でも重要な役割を果たしている。

今後とも、本県水産業の振興を図っていくためには、その基礎となる海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが不可欠である。

(2) 本県水域は、広大な干潟漁場を有する有明海、外洋に面した天草西海、島々の点在する不知火海と変化に富んでいるため、多種類の魚介類が生息し、我が国有数の漁場を形成している。

しかしながら、我が国周辺水域における海洋生物資源の多くが低水準、減少傾向にある中で、本県海域における海面漁業生産量も低水準、減少傾向にあるものが多い。今後ともこのような状況が継続すれば県民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済発展への重大な支障となるおそれがある。

(3) このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体として、多くの海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきている。今後、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、基本計画（法第 3 条の基本計画をいう。）により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について適切な措置を講じることとする。

(4) 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、第一種特定海洋生物資源の採捕実績を的確に把握するための措置を講じることとする。

(5) また、漁獲可能量について、本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等について、より詳細な科学的データや知見が必要である。

- このため、当該データの蓄積や知見の進展を図るよう、県水産研究センターを中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。
- (6) 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業等を推進していくこととする。
- (7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度（法第 13 条の協定制度をいう。）の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。
- 2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた期間及び数量に関する事項  
第一種特定海洋生物資源の平成 18 年の管理対象期間及び知事管理量は、次のとおりである。  
【まあじ】  
平成 18 年 1 月から同年 12 月まで 若干  
【まさば及びごまさば】  
平成 18 年 7 月から平成 19 年 6 月まで 若干  
第一種特定海洋生物資源の平成 19 年の管理対象期間及び知事管理量は、次のとおりである。  
【まあじ】  
平成 19 年 1 月から同年 12 月まで 若干  
【まさば及びごまさば】  
平成 19 年 7 月から平成 20 年 6 月まで 若干
- 3 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項  
【まあじ、まさば及びごまさば】  
中型まき網漁業、小型まき網漁業及び棒受け網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度（法第 13 条の協定制度をいう。）の普及及び定着を図ることとする。  
また、中型まき網漁業、小型まき網漁業及び棒受け網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。
- 4 その他の海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項  
(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層に推進するためには、より詳細かつ正確な資源管理状況の把握が必要であることから、漁業情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化をさらに進めることとする。  
(2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

**熊本県告示第 1300 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 12 月 27 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 12 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	清和砥用 線	上益城郡山都町目丸字寺道	前	3.5	80.0	単橋改
		1932 番 2 地先から	後	5.0		
		同 所	前	5.0	76.6	
		1924 番 地先まで	後	33.0		
一般 県道	清和砥用 線	上益城郡山都町目丸字居屋敷	前	4.2	55.0	単道改
		1628 番 地先から	後	17.0		
		同 所	前	6.7	50.0	
		1628 番 地先まで	後	41.0		

2 区域を変更する期日 平成 18 年 12 月 27 日

**熊本県告示第 1301 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 12 月 27 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 12 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	三本松甲 佐線	上益城郡甲佐町大字上揚  同 所	前	5.8 ～ 9.2	229.0	仮設道路
				5.0 ～ 17.4	246.0	
			後	5.8 ～ 9.2	229.0	
				5.0 ～ 17.4	248.0	
		882 番地先から  338 番地先まで				

2 区域を変更する期日 平成 18 年 12 月 27 日

**熊本県告示第 1302 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 12 月 27 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 12 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	竜北小川 停車場線	宇城市小川町南新田字南古川  同 所	前	5.2 ～ 16.0	90.4	交安 1 種
				6.5 ～ 16.0	90.4	
			後	6.5 ～ 16.0	90.4	
		7 番 1 号地先まで  1 番 4 号地先まで				

2 区域を変更する期日 平成 18 年 12 月 27 日

**熊本県告示第 1303 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 12 月 27 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 12 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	大牟田荒 尾線	荒尾市四ツ山町二丁目	前	7.6	3462.5	
		168 番 1 地先から 同市荒尾		~ 64.8		
		237 番 地先まで	後	20.0	3448.7	
		荒尾市四ツ山町一丁目		~ 42.0		
183 番 地先から 同市荒尾	7.6	3694.0				
237 番 地先まで	~ 64.8					

2 区域を変更する期日 平成 18 年 12 月 27 日

**熊本県告示第 1304 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 12 月 27 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 12 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	清和砥用線	上益城郡山都町菅字皿木 565 番 2 地先から 同町菅字鬼ヶ城 551 番 4 地先まで	93.6	単橋改

2 供用を開始する期日 平成 18 年 12 月 28 日

**熊本県告示第 1305 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 12 月 27 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 12 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	阿蘇公園下 野線	阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字葛原 5542 番 2 地先から 同 所 5541 番 2 地先まで	57.2	平成18年 12月15日 熊本県告 示第1265 号で区域 に編入し た部分に ついての 一部供用 開始

2 供用を開始する期日 平成 19 年 1 月 10 日

**熊本県告示第 1306 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を解除予定保安林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 12 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 解除に係る保安林の所在場所 熊本県山鹿市鹿北町椎持字柳瀬 849 の 6・849 の 7（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県庁及び熊本県鹿本地域振興局並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第 1307 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を解除予定保安林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 12 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 解除に係る保安林の所在場所 熊本県阿蘇市波野大字小地野字永久保 1666 の 4、1666 の 5
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 農道用地とするため

**熊本県告示第 1308 号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 18 年 12 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 調達する特定役務の名称及び数量  
平成 19 年度熊本県総合行政ネットワーク県庁 NOC 監視運営保守業務委託 一式
- 2 入札参加資格  
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法  
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
  - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話 096-383-1111 内線 6350  
ダイヤルイン 096-333-2581
  - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
平成 18 年 12 月 27 日（水）から平成 19 年 1 月 15 日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
  - (4) 資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
  - (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、登録日から平成 20 年 9 月 30 日まで
  - (6) 有効期間の更新手続  
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 20 年 7 月 1 日から平成 20 年 7 月 31 日まで行う。

**熊本県告示第 1309 号**

家畜商法（昭和 24 年法律第 208 号）第 4 条の 2 第 1 項の規定により、平成 18 年度熊本県家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成 18 年 12 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 講習会の目的  
家畜の取引業務に関し、必要な知識を習得させる。
- 2 講習の対象者  
家畜商の免許を受けて家畜の取引業務に従事しようとする者
- 3 講習会の期日及び場所
  - (1) 講習会の開催日時  
平成 19 年 2 月 15 日（木）及び 2 月 16 日（金）  
午前 9 時から午後 5 時まで
  - (2) 講習会の開催場所  
熊本県家畜商業協同組合  
宇城市松橋町浦川内字柳原 1641 の 1 番  
〔家畜の鑑定と審査（実習）については、熊本県畜産農業協同組合城南支所（住所：下益城郡美里町中小路 500）で行う。〕
- 4 講習の内容

科 目	時間数	備 考
家畜の取引に関する法令	4 時間	家畜商法、家畜取引法等
家畜の品種及び特徴	4 時間	
家畜の悪癖、機能障害及び疾病	6 時間	

- 5 受講の申込方法
  - (1) 受講しようとする者は、家畜商講習会受講申込書（別記様式）に講習会受講手数料 3,300 円（熊本県収入証紙）及び写真（ライカ判）2 葉を添えて、平成 19 年 1 月 29 日までに所管地域振興局長（熊本市にあっては、熊本農政事務所長）に提出すること。
  - (2) 受講の申込みをした者には、受講票を交付する。
  - (3) 納付した手数料は、返還しない。
- 6 修了証明書の交付  
講習会の課程を修了した者には、講習会終了後修了証明書を交付する。
- 7 その他
  - (1) 講習会当日は、講習開始 30 分前までに会場に集合し、受付に受講票を提出すること。
  - (2) 受講者は、筆記用具を持参すること。
  - (3) 講習会テキスト（参考書）は、講習会初日に受付で販売する。  
（最新 家畜取引の知識改訂版（消費税込み 3,000 円）を使用予定）

別記様式

家畜商講習会受講申込書

年 月 日

熊本県知事 様

(申 込 者)  
現 住 所  
氏 名 印  
生年月日

家畜商法第 4 条の 2 第 1 項の規定による講習会を受講したいので、手数料を添えて申し込みます。



## 公 告

## 熊本県公告第 942 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 4 項及び同法第 6 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 18 年 12 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
HI ヒロセ 渡鹿店  
熊本市渡鹿一丁目 905 番 1
- 2 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
変更前 開店時刻 午前 10 時 閉店時刻 午後 8 時  
変更後 開店時刻 午前 8 時 閉店時刻 午後 9 時 45 分
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
変更前 午前 9 時 30 分～午後 8 時 30 分  
変更後 午前 7 時 30 分～午後 10 時
- 3 変更する年月日  
平成 18 年 12 月 14 日
- 4 届出年月日  
平成 18 年 12 月 13 日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課  
平成 18 年 12 月 27 日から平成 19 年 4 月 27 日まで

## 熊本県公告第 943 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 18 年 12 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイレックス熊本店  
熊本市長嶺南四丁目 2178 番地 35 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
  - (1) 設置する者  
サンクスジャパン株式会社  
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930 番地 代表取締役社長 大嶋秀昭
  - (2) 小売業を行う者  
サンクスジャパン株式会社  
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930 番地 代表取締役社長 大嶋秀昭
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成 19 年 8 月 14 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,244 平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
80 台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
36 台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
40 平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
44 立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前 10 時 閉店時刻 午後 10 時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前 9 時 30 分から午後 10 時 30 分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
4 か所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前 6 時から午後 10 時まで

- 7 届出年月日  
平成 18 年 12 月 13 日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課  
平成 18 年 12 月 27 日から平成 19 年 4 月 27 日まで

**熊本県公告第 944 号**

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営八代新地地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 18 年 12 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類  
変更後の県営八代新地地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成 18 年 12 月 28 日から平成 19 年 1 月 31 日まで
- 3 縦覧場所  
八代市役所

**熊本県公告第 945 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 12 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
宇土市松原町字西袋 356 番 3、同 356 番 4  
9,402.47 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市世安町 380 番地  
九州大豆食品協業組合

**熊本県公告第 946 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 12 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字津久礼字新山 3190 番 204、同 3190 番 205、同 3190 番 241 及び同 3190 番 242  
1,354.09 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市錦ヶ丘 18 番 24 号  
大和ハウス工業株式会社熊本支店

**熊本県公告第 947 号**

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 18 年 12 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 上益城郡嘉島町大字鯉 2835 番地 1
- 2 築造者の氏名 藤田堅
- 3 道路の位置 上益城郡嘉島町大字鯉字太郎丸 1173 番 6
- 4 道路の幅員 4.03 メートル
- 5 道路の延長 14.55 メートル
- 6 指定年月日 平成 18 年 12 月 7 日
- 7 指定番号 上益城景建第 24 号

**熊本県公告第 948 号**

平成 18 年 9 月 19 日付けで玉名市玉名市土地改良区理事長島津勇典から申請のあった晩次郎地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行については、土地改良法（昭和 24 年法

律第 195 号) 第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、平成 18 年 12 月 18 日付けで認可した。

平成 18 年 12 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 熊本県公告第 949 号

平成 18 年 9 月 19 日付けで玉名市玉名市土地改良区理事長島津勇典から申請のあった玉名地区土地改良事業(農業用排水施設)の施行については、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、平成 18 年 12 月 18 日付けで認可した。

平成 18 年 12 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 熊本県公告第 950 号

平成 18 年 9 月 19 日付けで玉名市玉名市土地改良区理事長島津勇典から申請のあった塘添地区土地改良事業(農業用排水施設)の施行については、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、平成 18 年 12 月 18 日付けで認可した。

平成 18 年 12 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 熊本県公告第 951 号

平成 18 年 9 月 19 日付けで玉名市玉名市土地改良区理事長島津勇典から申請のあった平町地区土地改良事業(農業用排水施設)の施行については、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、平成 18 年 12 月 18 日付けで認可した。

平成 18 年 12 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 熊本県公告第 952 号

平成 18 年 9 月 19 日付けで玉名市玉名市土地改良区理事長島津勇典から申請のあった梅林地区土地改良事業(農業用排水施設)の施行については、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、平成 18 年 12 月 18 日付けで認可した。

平成 18 年 12 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 熊本県公告第 953 号

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 12 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市野々島字芝原 5308 番 5  
500.00 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市高平三丁目 33 番 5 号  
今村 真紀  
熊本市高平三丁目 33 番 5 号  
今村 繁

#### 熊本県公告第 954 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 12 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 委託業務の名称  
平成 19 年度熊本県総合行政ネットワーク県庁 NOC 監視運営保守業務委託
  - (2) 委託業務の内容  
入札説明書及び仕様書のとおり
  - (3) 委託期間  
平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで

- (4) 入札方法
  - ア 入札金額は、平成 19 年度熊本県総合行政ネットワーク県庁 NOC 監視運営保守業務に要する費用とする。
  - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する捨を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
  - ウ 入札説明書及び仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
  - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
  - 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
  - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目情報処理業務取扱業種情報システム全般の設計、開発、維持管理等に登録された者であること。
  - (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
  - (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
  - (4) 5 の (4) の入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
  - (5) 競争入札参加資格確認申請書を平成 19 年 1 月 24 日（水）午後 5 時までに熊本県地域振興部情報企画課管理班へ提出し審査を受け、承認を受けた者であること。
- 3 競争入札参加資格確認申請書の提出
  - 本競争入札に参加を希望する者は、次のとおり競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
  - (1) 提出期間  
平成 18 年 12 月 27 日（水）から平成 19 年 1 月 24 日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
  - (2) 提出場所  
4 に記載のとおり
  - (3) 提出方法  
持参又は郵送（書留郵便に限る。）によること。
  - (4) 入札参加資格確認結果の通知  
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 4 契約条項を示す場所  
熊本県地域振興部情報企画課管理班（熊本県庁行政棟新館 9 階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話 096-383-1111 内線 3084、3085  
ダイヤルイン 096-333-2143
- 5 入札手続等
  - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
4 に記載のとおり。
  - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
    - ア 交付期間  
平成 18 年 12 月 27 日（水）から平成 19 年 2 月 6 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
    - イ 交付場所  
4 に記載のとおり。
  - (3) 入札説明会の日時及び場所
    - ア 日時  
平成 19 年 1 月 10 日（水）午後 1 時 30 分から
    - イ 場所  
熊本県地域振興部情報企画課内（県庁行政棟新館 9 階）
  - (4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法
    - ア 日時  
平成 19 年 2 月 7 日（水）午後 1 時 30 分
    - イ 場所  
熊本県地域振興部情報企画課内（県庁行政棟新館 9 階）
    - ウ 入札書の提出方法  
持参するものとする。ただし、持参できないときは、4 に記載の場所に平成 19 年 2 月 6 日（火）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他

- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、5 の (4) のアに掲げる入札の日時までに見積もった契約希望金額に 100 分の 5 を乗じた額以上の金額を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- ケ 2 以上の意思表示をした入札
- コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込をしたものを落札者とする。ただし、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の価格をもって申込をした者であっても落札者とならない場合がある。
- (5) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否  
要
- イ 契約の締結期限  
落札者決定の日から 14 日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (6) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (7) その他詳細は、入札説明書による。
- (8) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

## 7 Summary

- (1) Nature and quantity of service to be contracted  
Kumamoto Wide Area Network operation and management service
- (2) Period for fulfillment of the contracted service  
April 1 2007 to March 31 2008
- (3) Location  
Kumamoto Prefectural Office  
Places specified by the bidding officer
- (4) Dare and place to submit bidding proposal  
February 7 2007 1:30 p.m.  
Information and Planning Division

- (5) Date by which bidding proposal must be received  
February 6 2007
- (6) Language and currency to be used for bidding  
Japanese language and currency only
- (7) Name of the department in charge of this bidding contract  
Information and Planning Division,  
Department of Regional and  
Development Prefectural Office of  
Kumamoto  
6-18-1 Suizenji Kumamoto City  
Kumamoto Prefecture 862-8570 Japan  
Phone:096-383-1111 Ext 3084,3085

登 載 依 頼

## 熊 研 公 告 第 62 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 12 月 27 日

熊本県警察本部長 樋 口 眞 人

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 委託業務の名称  
ドラフトチャンパー保守点検業務委託
  - (2) 委託業務の内容  
入札説明書及び仕様書のとおり
  - (3) 委託期間  
契約締結の日から平成 19 年 3 月 30 日まで
  - (4) 入札方法
    - ア 入札金額は、ドラフトチャンパー保守点検業務に要する費用とする。
    - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
    - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
    - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
 

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

  - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査のうえ、営業種目「04）建物設備管理の⑥空調設備保守」の入札参加資格を有すると決定された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
  - (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
  - (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
  - (4) 5 の（3）の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法
 

2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
  - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話 096-383-1111 内線 6350 ダイヤルイン 096-333-2581
  - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
平成 18 年 12 月 27 日（水）から平成 19 年 1 月 12 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資

- 格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 契約条項を示す場所  
熊本県警察本部刑事部科学捜査研究所庶務係（警察本部庁舎 6 階）  
郵便番号 862-8610 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話番号 096-381-0110 内線 4713
  - 5 入札手続等
    - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
4 に記載のとおり
    - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
      - ア 交付期間  
平成 18 年 12 月 27 日（水）から平成 19 年 1 月 15 日（月）までの日（県の休日をく。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
      - イ 交付場所  
4 に記載のとおり
    - (3) 入札及び開札の日時及び場所
      - ア 日時  
平成 19 年 1 月 24 日（水）午前 11 時から
      - イ 場所  
熊本県警察本部庁舎 2 階 201 会議室
    - (4) 入札書の提出方法  
5 の（3）記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは 4 に記載の場所に平成 19 年 1 月 23 日（火）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
  - 6 その他
    - (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
    - (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の（3）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
      - ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
      - イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
    - (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
      - ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
      - イ 委任状を提出しない代理人のした入札
      - ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
      - エ 記名押印を欠く入札
      - オ 金額を訂正した入札
      - カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
      - キ 明らかに連合によると認められる入札
      - ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
      - ケ 2 以上の意思表示をした入札
      - コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
      - サ その他入札に関する条件に違反した入札
    - (4) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
    - (5) 最低制限価格  
無
    - (6) 契約の締結
      - ア 契約書作成の要否  
要
      - イ 契約の締結期限  
落札者決定の日から 14 日以内とする。
      - ウ 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者決定の日から 7 日以内とする。
    - (7) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の

- 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
  - イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

**熊本県教育委員会告示第 25 号**

昭和 9 年 11 月 15 日熊本県教育委員会告示第 912 号（熊本県恩賜児童就学奨励資金設置及管理規程）は、廃止する。  
平成 18 年 12 月 27 日

熊本県教育委員会委員長 古 川 紀美子

**熊本県教育委員会告示第 26 号**

大正 12 年 3 月 31 日熊本県教育委員会告示第 298 号（熊本県細川侯爵奨学資金設置規程）は、廃止する。  
平成 18 年 12 月 27 日

熊本県教育委員会委員長 古 川 紀美子

**熊本県教育委員会告示第 27 号**

大正 13 年 6 月 20 日熊本県教育委員会告示第 283 号（熊本県細川侯爵奨学資金使用細則）は、廃止する。  
平成 18 年 12 月 27 日

熊本県教育委員会委員長 古 川 紀美子

**熊本県教育委員会告示第 28 号**

昭和 33 年 3 月 26 日熊本県教育委員会告示第 167-2 号（熊本県学校給食用牛乳供給事業費補助金交付要綱）は、廃止する。  
平成 18 年 12 月 27 日

熊本県教育委員会委員長 古 川 紀美子

**正 誤**

平成 18 年 11 月 8 日熊本県告示第 1115 号（保安林の指定に関する予定）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
2	18	（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに高森町役場に備え置いて縦覧に供する。）	（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに高森町役場に備え置いて縦覧に供する。）